

意見書案第3号

令和2年 3月13日

白老町議会

議長 松田謙吾様

提出者

白老町議会議員 大淵紀夫

賛成者

白老町議会議員 小西秀延

白老町議会議員 及川保

白老町議会議員 西田祐子

白老町議会議員 長谷川かおり

農業者の自家増殖を原則禁止とする種苗法改正に関する意見書（案）

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

## 農業者の自家増殖を原則禁止とする種苗法改正に関する意見書（案）

政府は、農家が種を取り翌年それを利用する「自家増殖」の原則禁止を打ち出し、種苗法を「改正」といいます。

これまで種苗法は自家採種を容認する一方で、農林水産省が省令で禁止する農産物などを個別に指定し、2016年当時は82品種でしたが、2017年には289品種に拡大、2019年にはさらに387品種に拡大してきた経緯があります。

種苗法改正は、こうした種子の取り扱いを180度転換させ原則禁止とするもので、もし改正されるなら農業者にとっては種や苗を全て購入しなくてはなくなるおそれがあり、独自に自家の種を守ってきた在来種がなくなる危険性も強まり、生物多様性にも反することになります。伝統的な固定種が多く、自家採種してきた自然栽培や有機栽培農家にも不安を広げています。

これまで、主要な作物である米、麦、大豆の種子を国や都道府県が開発、管理し、普及する根拠となってきた種子法が廃止され、農産物の生産に関する知見の民間業者への提供を促進する「農業競争力強化支援法」が成立しました。種子法廃止の国会審議は極めて短時間で可決となり、農業を基幹産業とする北海道においては、独自の「種子条例」をつくって、種子の生産管理を行っている経過があります。

国連総会が採択した「農民の権利宣言」は種子の自家増殖や販売、利用などは農民の権利と明確に定めています。

国連は2019年から「家族農業の10年」として、家族・小規模農業への支援を各国に呼びかけています。これに賛成した日本政府には、経営支援や担い手育成を積極的に推進する責任があり、伝統的な農業や地域品種など多様な種苗を掘り起こし、広げることにこそ援助すべきです。

一部の大企業の種子の独占は、遺伝子組み換え種子や農薬の多使用につながり、食の安全が脅かされるという指摘や不安が広がっています。また、農民の権利にもかかわる重大な問題です。

政府においては、「自家増殖」について試験研究等の機関はもとより、農業者並びに消費者の声を広く聞き慎重に、拙速な種苗法改正の国会上程は行わないように強く求めます。

以上、地方自治法 99 条の規定により意見書を提出いたします。

令和 2 年 3 月 日

北海道白老郡白老町議会議長 松 田 謙 吾

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、経済産業大臣、農林水産大臣